

役員報酬規定

社会福祉法人昭和会

役員報酬規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、平成18年1月28日に一部改正された局長通知（雇児発第0128001号 社援発第0128001 老発0128001号）の3の(4)及び4の(1)にいう「法人本部の運営に要する経費」を受けて社会福祉法人昭和会の役員報酬について定めたものである。

(支給理念)

第2条 社会福祉法人昭和会の役員に支給する法人は、その職務に要求される知識、及び責任の度合いに基づき考慮するものとする。

(役員 の 定義)

第3条 この規則で役員とは、社会福祉法人昭和会の定款に従い選任された理事長を含む理事6名、監事2名、評議員7名をいう。

(報酬の支払い)

第4条 報酬は評議員会又は、理事会の開催の都度通貨で直接役員にその全額を支払う。

(報酬金額)

第5条 報酬金額は以下の通りです。

理 事 : 理事会及び監事会出席一回につき2万円

監 事 : 理事会出席1回につき2万円

監事会出席1回につき5万円

評議員 : 評議員会出席1回につき1万円

(報酬の増額及び減額)

第6条 本部及び旭保育園の財政事情を考慮し、審議決定する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

1. この規程は平成17年4月 1日に遡及して適用する。
1. この規定は平成18年4月 1日に遡及して適用する。
1. この規定は平成29年6月28日に遡及して適用する。